

井川町選挙公営の手引き

令和 7 年 1 0 月

井川町選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、井川町長選挙及び井川町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについてまとめたものです。

目 次

第1章 公費負担制度の概要

- 1 公費負担制度とは
- 2 公費負担の種類
- 3 対象となる候補者
- 4 公費負担の限度額
- 5 諸手続き

第2章 公費負担の手続き

公費負担手続きの処理の流れ

- 1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）
 - 2－1 選挙運動用自動車の借入れ
 - 2－2 選挙運動用自動車の燃料代
 - 2－3 選挙運動用自動車の運転手
- 3 選挙運動用ビラの作成
- 4 選挙運動用ポスターの作成

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

- 1 共通事項
- 2 自動車の借入れ
- 3 燃料の供給
- 4 運転手の雇用
- 5 選挙運動用ビラの作成
- 6 選挙運動用ポスターの作成

様式集・契約書様式例

第1章 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは

この制度は、町長選挙及び町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、条例で定められた限度額の範囲内で町が各契約業者等に直接その費用の支払いをするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、公職選挙法及び町の条例で上限等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

公費負担制度においては、公費負担の対象者となる候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

- ・町長選挙の場合 供託物没収点＝有効投票の総数×1／10
- ・町議会議員選挙の場合 供託物没収点＝（有効投票の総数÷議員定数）×1／10

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分		内容等	限度額
① 一般運送契約 (ハイヤー・タクシー等契約)		選挙運動用自動車として使用 された各日の料金の合計額 (同一の日において1台に限る)	各日について 64,500 円 上限額 322,500 円
②その他の契約 (一般運送契約 以外)	自動車の 借入れ	選挙運動用自動車として使用 された各日の料金の合計額 (同一の日において1台に限る)	各日について 16,100 円 上限額 80,500 円
	燃料代	選挙運動用自動車に供給した 燃料の代金 (同一の日において1台に限る)	7,700 円×選挙運動日数 上限額 38,500 円
	運転手の 雇用	選挙運動用自動車の運転に従 事した各日の報酬の合計金額 (同一の日において1人に限る)	各日について 12,500 円 上限額 62,500 円

※ ①の契約と②の契約は、どちらか選択となります。

※ 最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

※ 選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)1日のみが対象になります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	①単価の上限	②作成枚数の上限
(作成単価と①の少ないほうの金額) × (作成枚数と②の少ないほうの金額)	8 円 38 銭 (1 枚あたり)	・町長 5,000 枚 ・町議会議員 1,600 枚

※ 1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とします。

※ ビラの規格：長さ 29.7 センチメートル／幅 21.0 センチメートル (A4 版) 以内

※ 頒布の方法：新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

【例1】町長選挙運動用ビラ 4,000 枚の作成を 38,000 円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、38,000 円÷4,000 枚＝9.5 円になります。

この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、
8 円 38 銭×4,000 枚＝33,520 円が公費負担の対象となります。

この金額を超える分 4,480 円は候補者の負担となります。

【例 2】町長選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 35,000 円で契約した場合

1 枚当たりの作成単価は、 $35,000 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 枚} = 7 \text{ 円}$ になります。

この場合は、作成枚数及び作成単価ともに上限以下のため、

$7 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 枚} = 35,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。

【例 3】町議会議員選挙運動用ビラ 1,600 枚の作成を 14,000 円で契約した場合

1 枚当たりの作成単価は、 $14,000 \text{ 円} \div 1,600 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 75 \text{ 銭}$ になります。

この場合は、作成単価が上限を超えているため、

$8 \text{ 円 } 38 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = 13,408 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。

この金額を超える分 592 円は候補者の負担となります。

【例 4】町議会選挙運動用ビラ 1,600 枚の作成を 10,000 円で契約した場合

1 枚当たりの作成単価は、 $10,000 \text{ 円} \div 1,600 \text{ 枚} = 6 \text{ 円 } 25 \text{ 銭}$ になります。

この場合は、作成枚数及び作成単価ともに上限以下のため、

$6 \text{ 円 } 25 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = 10,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	①単価の上限	②作成枚数の上限
(作成単価と①との 少ない方の金額) × (作成枚数と②との 少ない方の枚数)	(586 円 88 銭×掲示場数+316,250 円) ÷ 掲示場数	ポスター掲示場数 15 ヶ所 (予定)

※ 1 円未満の端数がある場合は、その端数は 1 円とします。

※ 作成限度枚数とポスター 1 枚あたりの単価限度額により算出されるポスター作成費用限度額の範囲内で公費負担します。

【例 1】町長選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 200,000 円で契約した場合

1 枚あたりの作成単価は、 $200,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 2,000 \text{ 円}$ になります。

この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、

$2,000 \text{ 円} \times 15 \text{ ヶ所} = 30,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。

この額を超える分は候補者の負担となります。

【例 2】町議会議員選挙運動用ポスター 5 枚の作成を 15,000 円で契約した場合

1 枚あたりの作成単価は、 $15,000 \text{ 円} \div 5 \text{ 枚} = 3,000 \text{ 円}$ になります。

この場合は、作成単価も作成枚数も上限以下であるため、

$3,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 枚} = 15,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。

5 諸手続き

(1) 契約の締結と届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象にはなりません。

ア 届出先 井川町選挙管理委員会

イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合 … 立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合 … 契約締結後直ちに

ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

[留意事項]

- 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りします。
- 届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑は契約書に押印した印鑑を使用してください。

(2) 確認申請 ※ (1) の契約届出と同時に確認申請が必要です

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先 井川町選挙管理委員会（電話 018-874-4411）

エ 確認書の交付

- ・申請に基づき、井川町選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに契約業者等に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に、請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」または「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用証明書」または「作成証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した各業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。

ただし、選挙の結果、当該候補者が供託物を没収される場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）	① 請求書【様式第13号】 ② 請求内訳書【（別紙）その1】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号その1】
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	① 請求書【様式第13号】 ② 請求内訳書【 〃 （別紙）その2（1）借入れ】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号その1】
	燃料代	① 請求書【様式第13号】 ※給油伝票の写しを添付（給油月日、給油量、給油金額、自動車登録番号または車両番号の分かるもの） ② 請求内訳書【 〃 （別紙）その2（2）燃料代】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号その2】 ④ 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】
	運転手の報酬	① 請求書【様式第13号】 ② 請求内訳書【 〃 （別紙）その2（3）運転手】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号その3】
選挙運動用ビラの作成		① 請求書【様式第14号】 ② 請求内訳書【 〃 （別紙）】 ③ 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】 ④ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】
選挙運動用ポスターの作成		① 請求書【様式第15号】 ② 請求内訳書【 〃 （別紙）】 ③ 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】 ④ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】

イ 請求書提出の際の注意事項

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・債権者登録がなされていない場合、債権者登録申出書を提出していただく必要があります。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますので、ご注意ください。

ウ 請求書の提出先

〒018-1596

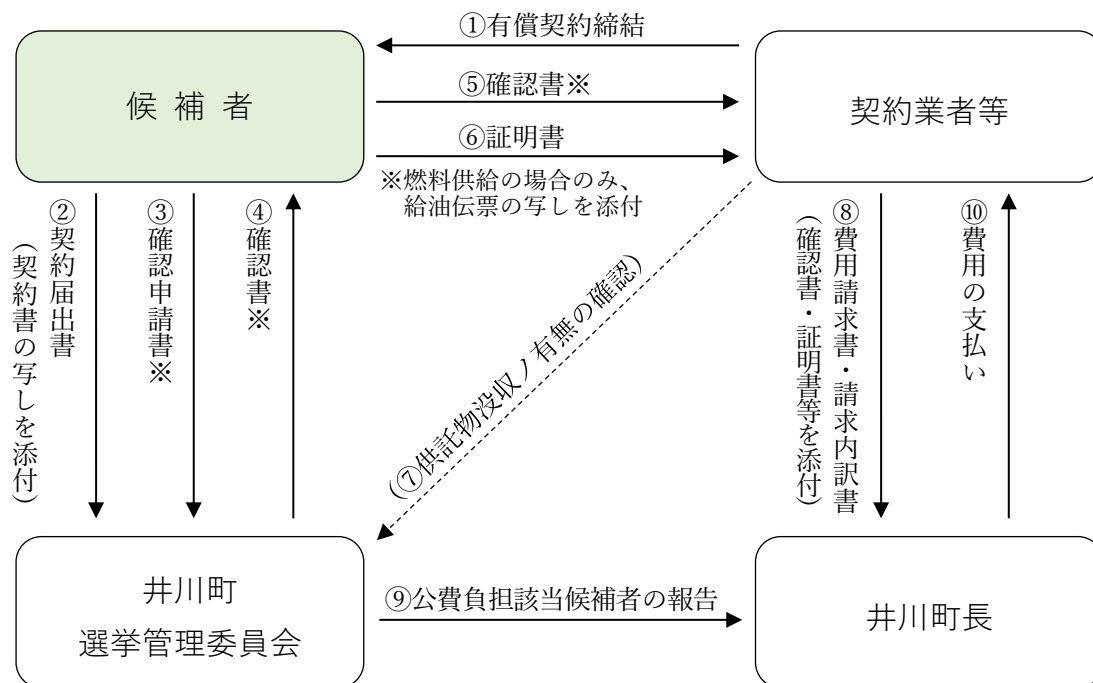
南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口 78 番地 1

井川町選挙管理委員会事務局

電話：018-874-4411

第2章 公費負担の手続き

公費負担手続きの処理の流れ



注) ※印の手続きは燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合に必要。

立候補届出前

- ① 《候補者と契約業者等》有償契約を締結する

立候補届出時以降

- ② 《候補者から町選管へ》「契約届出書」を提出する。※添付書類／①契約書の写し
- ③ 《候補者から町選管へ》「確認申請書」を提出する。
- ④ 《町選管から候補者へ》「確認書」を交付する。
- ⑤ 《候補者から契約業者等へ》「確認書」を提出する。

選挙終了後

- ⑥ 《候補者から契約業者等へ》証明書を提出する。 ※添付書類／給油伝票の写し
- ⑦ 《契約業者等から町選管へ》供託物没収の有無の確認（必要な場合）
- ⑧ 《契約業者等から町へ》費用を請求する。
 ※提出書類／⑥証明書、請求書及び請求内訳書
 債権者登録申出書（債権者登録がなされていない場合）
 ※添付書類／⑤確認書（燃料代、ビラ・ポスター作成の場合）
 給油伝票の写し（燃料代の場合）

1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシーの借上げ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

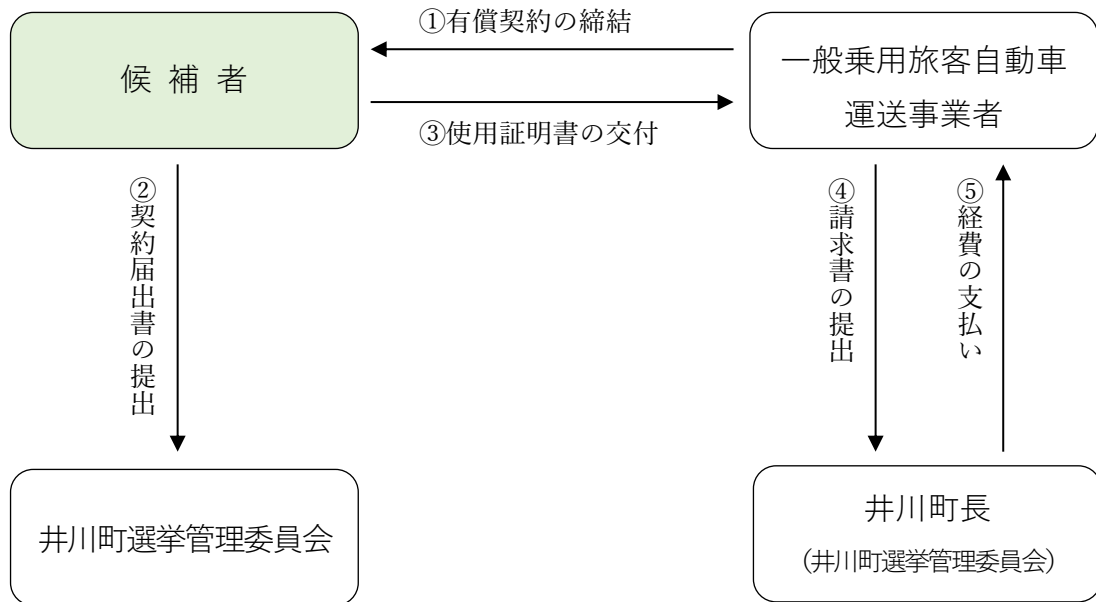
☐ 選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	点検
立 候 補 届 出 の と き	選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第 1 号】	
	契約書の写し	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 1 0 号（その 1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 1 3 号】	
	請求内訳書（条例第 4 条（1）の場合）	

選挙運動用自動車の使用

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)

※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (任意様式)	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号(その1)】	
④	請求書等の提出 (運送事業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書(条例第4条(1)の場合) 【(別紙)その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町に④の請求をすることはできません。

2 町に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受付します。

2－1 選挙運動用自動車の使用

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合)

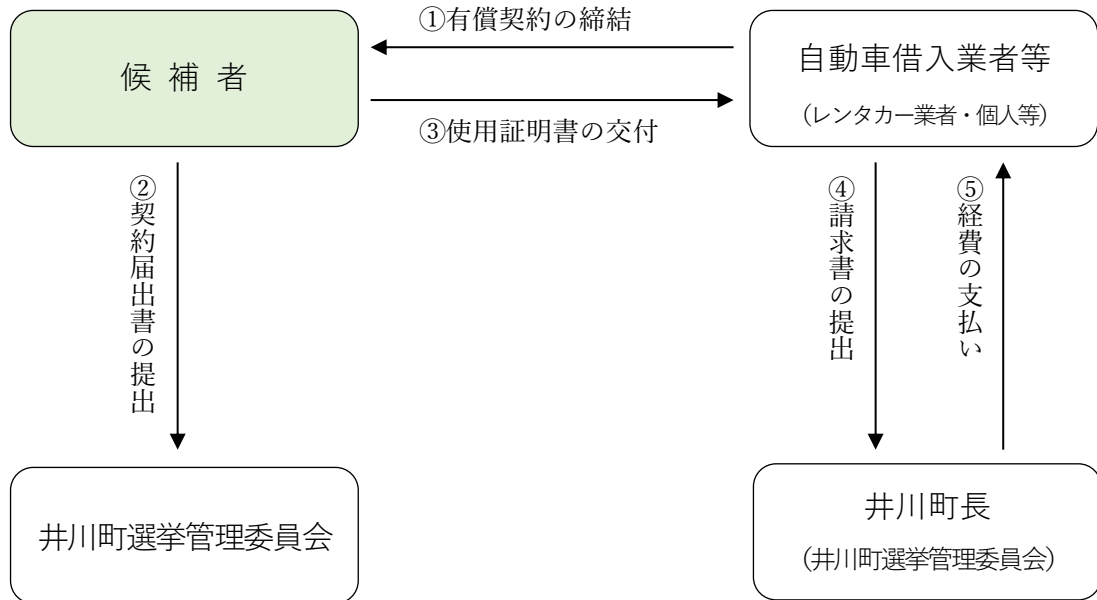
☐ 選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	点検
立 候 補 届 出 の と き	選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第 1 号】	
	契約書の写し	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 1 0 号（その 1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 1 3 号】	
	請求内訳書（条例第 4 条（2）アの場合）【(別紙) その 2】	

選挙運動用自動車の使用

(自動車の借入れ)

※個別契約



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (任意様式)	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号(その1)】	
④	請求書等の提出 (借入業者等⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書(条例第4条(2)アの場合) 【(別紙)その2】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町⇒借入業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町に④の請求をすることはできません。

2 町に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受付します。

2-2 選挙運動用自動車の燃料代

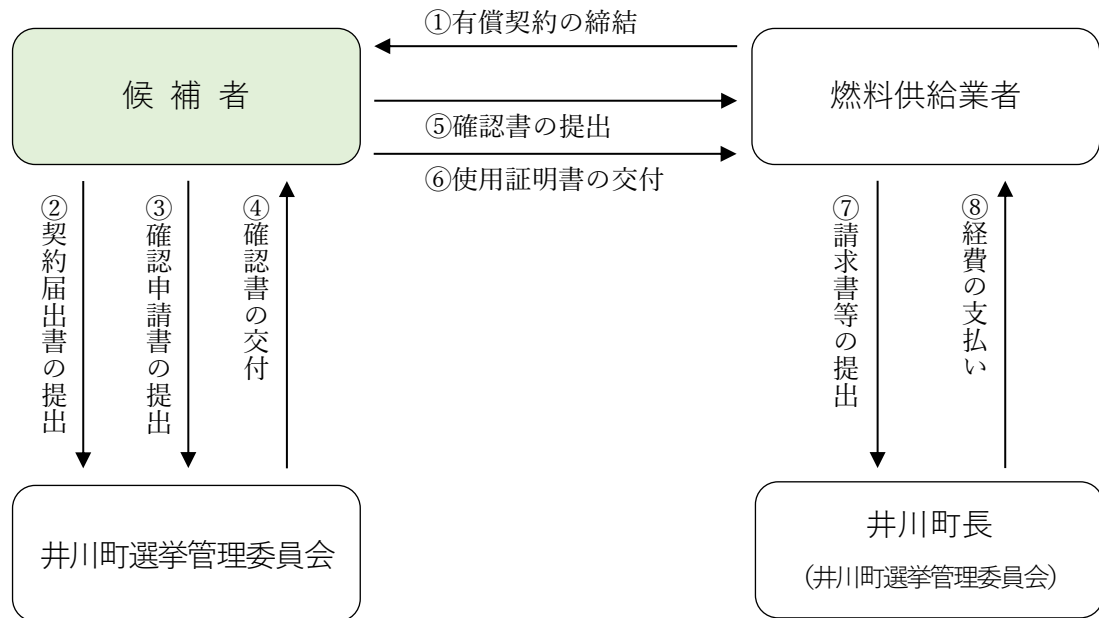
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合)

☐ 選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	点検
立候補 届出の とき	選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号】	
	契約書の写し	
	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第4号】	
請求 のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第10号（その2）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】	
	請求内訳書（条例第4条（2）イの場合）【（別紙）その2】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用

(燃料代)
※個別契約



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (任意様式)	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号(その2)】	
⑦	請求書等の提出 (燃料供給業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書(条例第4条(2)イの場合) 【(別紙)その2】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払い (町⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町に④の請求をすることはできません。

2 町に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受付します。

2－3 選挙運動用自動車の運転手

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合)

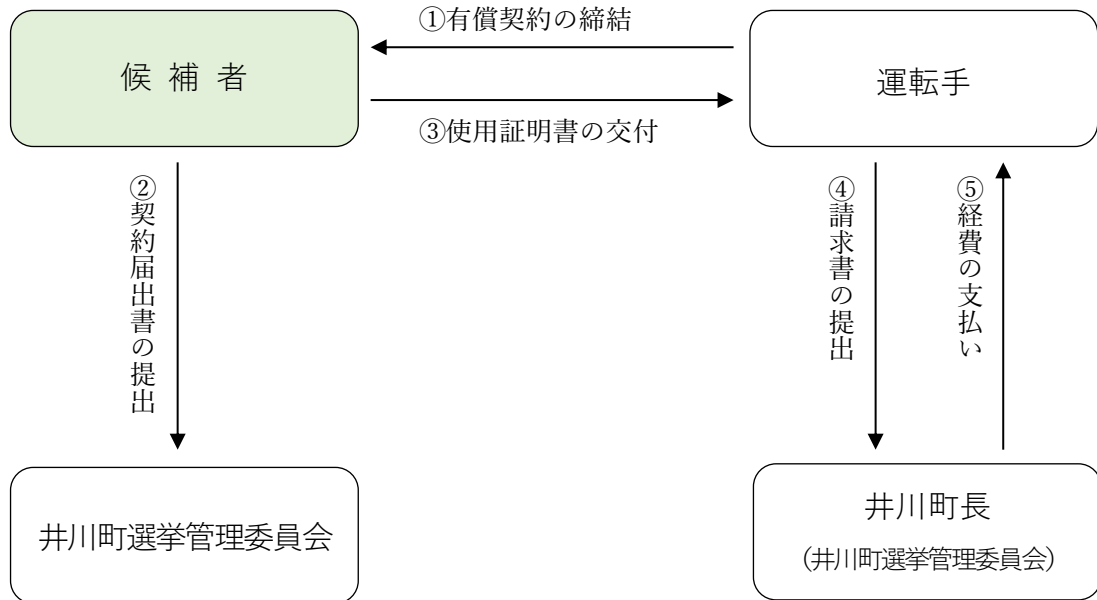
☐ 選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	点検
立 候 補 届 出 の と き	選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第 1 号】	
	契約書の写し	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第 1 0 号（その 3）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 1 3 号】	
	請求内訳書（条例第 4 条（2）ウの場合）【(別紙) その 2】	

選挙運動用自動車の使用

(運転手の雇用)

※個別契約



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書 (任意様式)	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号(その3)】	
④	請求書等の提出 (運転手⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書(条例第4条(2)ウの場合) 【(別紙)その2】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町に④の請求をすることはできません。

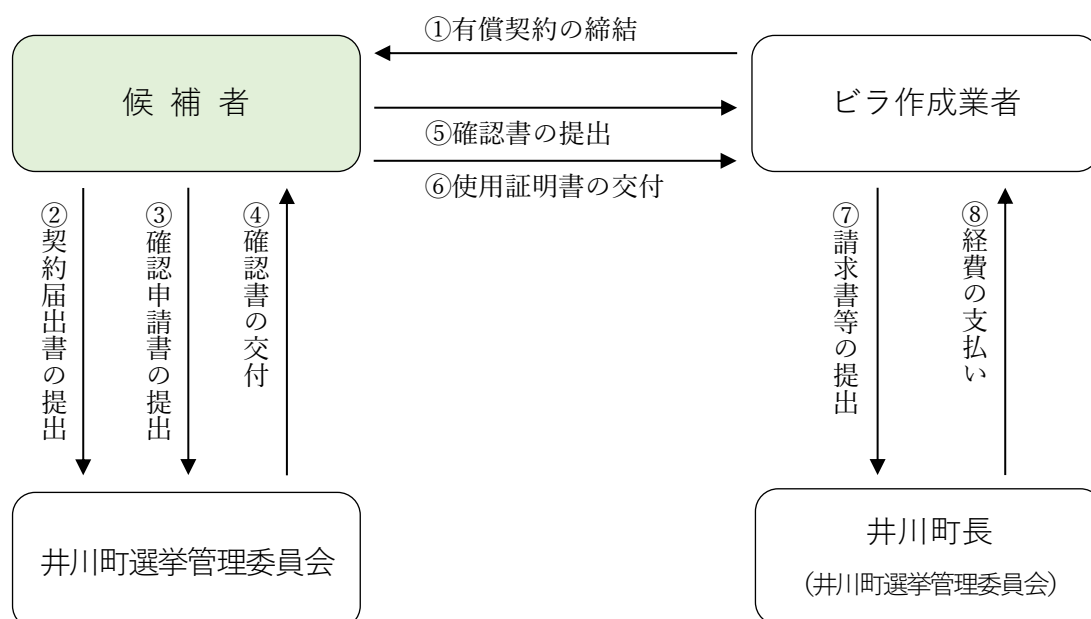
2 町に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受付します。

3 選挙運動用ビラの作成

☐ 選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	点検
立候補届出のとき	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第2号】	
	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第5号】	
請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第14号】	
	請求内訳書【(別紙)】	
	作成したビラの見本（2種類の場合には各1枚）	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (任意様式)	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒作成業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
⑦	請求書等の提出 (作成業者⇒町)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号】 請求内訳書 【(別紙)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 作成したビラの見本
⑧	経費の支払い (町⇒作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町に④の請求をすることはできません。

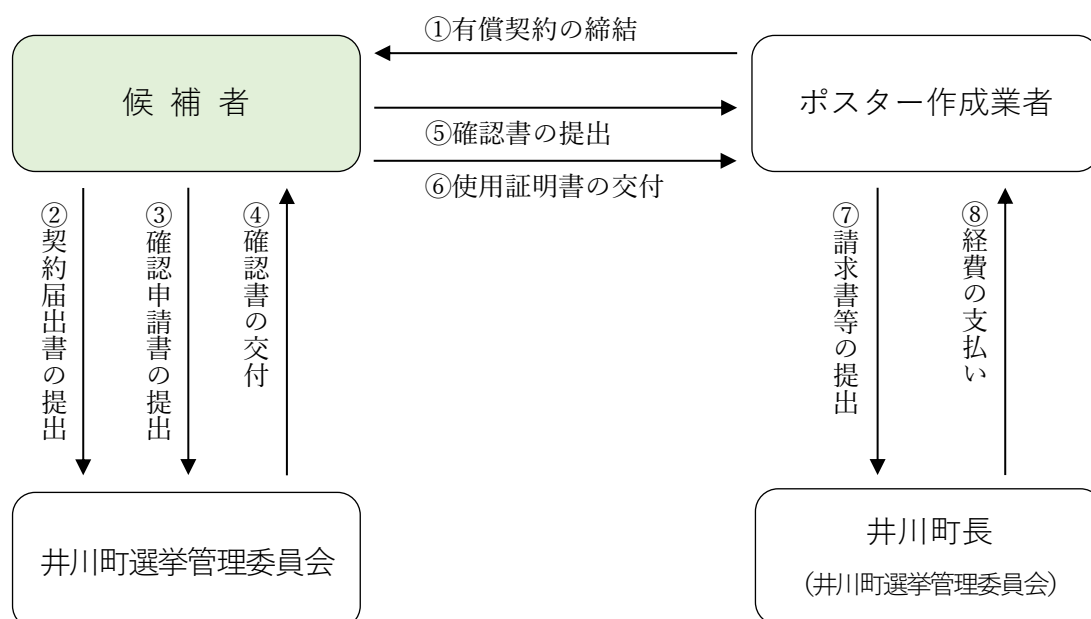
2 町に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受付します。

4 選挙運動用ポスターの作成

☐ 選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	点検
立候補届出のとき	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第3号】	
	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第6号】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第15号】	
	請求内訳書【(別紙)】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (任意様式)	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒作成業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
⑦	請求書等の提出 (作成業者⇒町)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号】 請求内訳書 【(別紙)】	④の確認書 ⑥の使用証明書
⑧	経費の支払い (町⇒作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町に④の請求をすることはできません。

2 町に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受付します。

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、井川町長選挙及び井川町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異なる点がありますので、ご注意ください。

1 共通事項

Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

なお、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用証明書または作成証明書の契約業者への交付は、井川町選挙管理委員会に契約届出書を提出した後、すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用証明書または作成証明書は、いずれも実際の契約内容に基づき使用または作成するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付することになります。

Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。
(印影など一部非開示部分あり。)

2 自動車の借入れ

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両で、候補者1人につき1台となります。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 4 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約を締結する必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳が確認できる書類が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間であり、選挙運動期間前の借入代金は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担の対象期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書の契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載しますので、選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は、公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

A 自働車借入れに対する公費負担制度は、1日あたりの借入金額に基づく制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合は、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」というように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約する場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が、公費負担の対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 選挙運動用自動車の借入れについては、公費負担制度上、次のア及びイに該当すること以外には、契約の相手側の条件は特に規定されていません。

ア 一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー契約（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代の一括契約）による借入れ

イ 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合に限り）からの借入れ

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れる場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

なお、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるよう、適切な契約を行っていただく必要があります。

Q 10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用する場合、契約を締結していれば公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象になりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q 11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A ハイヤー契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

3 燃料の供給

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動に用いる自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700 円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動に用いる自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられますので、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票は必ず保管してください。なお、給油伝票には給油日、給油量、車番（登録番号）、給油金額が記載されていることが必要です。

4 運転手の雇用

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となり、選挙運動期間以外の運転は、対象になりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

【例】選挙運動期間 4月5日～4月9日（5日間）

- ・ A さん 4月5日～4月7日の3日間で運転契約
- ・ B さん 4月8日～4月9日の2日間で運転契約

A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。（同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。）

Q 4 同一日に2人が運転した場合、公費負担はどのようになりますか。

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 5 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象になりません。

Q 6 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となりますので、法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象になりません。

Q 7 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか。

A 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用契約について 契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象になりません。※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

5 選挙運動用ビラの作成

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなものですか。

A 公職選挙法 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法抜粋

(文書図画の頒布)

第 142 条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1) ～ (6) 略

(7) 町村 の選挙にあつては、長の選挙の場合は、候補者 1 人について、通常葉書 2,500 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 5,000 枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 1,600 枚

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

A 枚数 町長選挙 5,000 枚以内、町議会議員選挙 1,600 枚以内

・種類 2 種類以内

・規格 長さ 29.7 cm × 幅 21 cm (A4 版以内) 両面印刷が可能

・記載内容 特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

・証紙貼付 頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。

A 次の方法または場所において頒布することができます。

・新聞折込による頒布

・候補者の選挙事務所内における頒布

・個人演説会の会場内における頒布

・街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

6 選挙運動用ポスターの作成

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法抜粋

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであって衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、公職の候補者たる参議院名簿搭載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。

Q 2 選挙運動用ポスターには規格など制約がありますか？

A ・掲示場所 町選管が設置するポスター掲示場の1か所につき1枚掲示できます。
・規格 長さ42cm × 幅30cm以内
・記載内容 特に制限はありませんが、ポスターの表面に掲示責任者と印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

Q 3 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（ただし、金額、作成枚数に上限があります。）

対象費用としては、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 4 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となり、通常葉書の印刷費用は、対象になりません。

Q 5 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件の

ような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q 6 ポスター作成費用の契約金額が「上限となる枚数×上限となる単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A 作成枚数または作成単価のいずれかが上限を超える場合は、係った費用の全額を公費負担できない場合があります。

「上限となる枚数」×「上限となる単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①条例の上限枚数 15 枚 (予定) | ②条例の上限単価 21,671 円 |
| ③実際の作成枚数 60 枚 | ④実際の作成単価 3,000 円 |

★ 計算方法

- ・公費負担の対象枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較

①または③の少ない方 15 枚(A)

【正しい計算方法】

- ・公費負担の対象単価について、条例の限度と実際の単価を比較

②または④の少ない方 3,000 円(B)

- ・公費負担額について、枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。

→ 15 枚(A) × 3,000 円(B) = 45,000 円 (正しい請求金額)

【誤った計算方法】

- ・「上限枚数 15 枚×上限単価 21,671 円」で算出される額「325,065 円」を公費負担の限度額と誤解し、それ以下の金額となる「実際の作成枚数③×実際の作成単価④」を請求額として算出した。

→ 60 枚③ × 3,000 円④ = 180,000 円 (誤った請求金額)

様式集

様式一覧

① 各種契約届出書関係

様式第 1 号	選挙運動用自動車使用契約届出書	第 3 条関係
様式第 2 号	選挙運動用ビラ作成契約届出書	第 7 条関係
様式第 3 号	選挙運動用ポスター作成契約届出書	第 1 0 条関係

② 確認申請関係

様式第 4 号	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	第 4 条（ 2 ） イ 関係
様式第 5 号	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	第 8 条関係
様式第 6 号	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	第 1 1 条関係
様式第 7 号	選挙運動用自動車燃料代確認書	第 4 条（ 2 ） イ 関係
様式第 8 号	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	第 8 条関係
様式第 9 号	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	第 1 1 条関係

③ 使用証明書関係

様式第 1 0 号 （その 1）	選挙運動用自動車使用者証明書（自動車）	第 5 条関係
様式第 1 0 号 （その 2）	選挙運動用自動車使用者証明書（燃料）	第 5 条関係
様式第 1 0 号 （その 3）	選挙運動用自動車使用者証明書（運転手）	第 5 条関係
様式第 1 1 号	選挙運動用ビラ作成証明書	第 8 条関係
様式第 1 2 号	選挙運動用ポスター作成証明書	第 1 1 条関係

④ 請求書関係

様式第 1 3 号	請求書（選挙運動用自動車の使用）	第 4 条関係
（別紙）その 1	請求内訳書（条例第 4 条（ 1 ） の場合）	第 4 条関係
（別紙）その 2	請求内訳書（条例第 4 条（ 2 ） ア の場合）	第 4 条関係
（別紙）その 2	請求内訳書（条例第 4 条（ 2 ） イ の場合）	第 4 条関係
（別紙）その 2	請求内訳書（条例第 4 条（ 2 ） ウ の場合）	第 4 条関係
様式第 1 4 号	請求書（選挙運動用ビラの作成）	第 8 条関係
（別紙）	請求内訳書	第 8 条関係
様式第 1 5 号	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	第 1 1 条関係
（別紙）	請求内訳書	第 1 1 条関係

様式第1号（第3条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

年 月 日

井川町選挙管理委員会委員長あて

年 月 日執行

井川町（議会議員・長）選挙

候補者氏名

㊞

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ				円	
				円	
燃 料 代				円	
				円	
運 転 手 の 雇 用				円	
				円	

（備考）

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。

なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。
様式第2号（第7条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

井川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行
井川町（議会議員・長）選挙
候補者氏名

㊞

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり の単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

（備考） 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号（第10条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

井川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行
井川町（議会議員・長）選挙
候補者氏名

㊞

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり の単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

（備考） 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

井川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

井川町（議会議員・長）選挙

候補者氏名 ㊞

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（A）	円	円
今回の購入金額（B）	円	円
燃料代計（A）＋（B）	円	円
備 考		

（備考）

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から井川町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

井川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行
井川町（議会議員・長）選挙
候補者氏名 ㊟

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	枚	枚
今 回 の 枚 数 （B）	枚	枚
枚 数 計 （A）＋（B）	枚	枚
備 考		

（備考）

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から井川町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

井川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行
井川町（議会議員・長）選挙
候補者氏名 ⑩

次の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	枚	枚
今 回 の 枚 数 （ B ）	枚	枚
枚 数 計 （ A ） + （ B ）	枚	枚
備 考		

（備考）

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から井川町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号第 号

年 月 日

井川町選挙管理委員会
委員長



井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日執行 井川町（議会議員・長）選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

（備考）

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、この確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、井川町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号第 _____ 号

年 _____ 月 _____ 日

井川町選挙管理委員会
委員長



井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 _____ 年 _____ 月 _____ 日執行 井川町（議会議員・長）選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 _____ 枚

（備考）

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、井川町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確認番号第 _____ 号

年 _____ 月 _____ 日

井川町選挙管理委員会
委員長



井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 _____ 年 _____ 月 _____ 日執行 井川町（議会議員・長）選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 _____ 枚

（備考）

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、井川町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年 月 日

年 月 日執行

井川町（議会議員・長）選挙

候補者氏名

㊞

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2	左に掲げる場合以外 の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又は 車両番号	運送等年月日		運送等金額	備 考
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	

(備考)

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が井川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、井川町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、井川町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

年 月 日

年 月 日執行

井川町（議会議員・長）選挙

候補者氏名

㊞

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

（備考）

- この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が井川町に支払を請求するときは、この証明書のほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、井川町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

年 月 日

年 月 日執行
井川町（議会議員・長）選挙
候補者氏名

㊞

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

運転手の住所及び氏名	住所	
	氏名	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

（備考）

- 1 この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が井川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、井川町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、井川町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行

井川町（議会議員・長）選挙

候補者氏名

㊞

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその 代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

（備考）

- この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が井川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、井川町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 井川町長 枚数 5, 0 0 0 枚、井川町議会議員 枚数 1, 6 0 0 枚
 - 限度額 8 円 3 8 銭（単価）×（1）の枚数＝限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

年 月 日執行

井川町（議会議員・長）選挙

候補者氏名

㊞

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙における ポスター掲示場数	箇所

（備考）

- この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が井川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、井川町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場の数
 - 限度額 5 8 6 円 8 8 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 6, 2 5 0 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。）×（1）の枚数＝限度額

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

井川町長 様

住所（所在地）

氏名（名称） ㊞

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請 求 金 額 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 年 月 日執行 井川町（議会議員・長）選挙

4 候補者の氏名

5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(備考)

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、井川町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計			円	

(備考)「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計			円	

(備考)

- 1 「借入金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
計 (税込)		円	円	円	

(備考)

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」の計欄には、(A)の計欄又は(B)の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(A)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

(備考)「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第 14 号（第 8 条関係）

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

井川町長 様

住所（所在地）

氏名（名称） ㊞

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請 求 金 額 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 年 月 日執行 井川町（議会議員・長）選挙

4 候補者の氏名

5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

（備考）

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、井川町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

(備考)

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第 15 号（第 11 条関係）

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

井川町長 様

住所（所在地）

氏名（名称） ㊟

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請 求 金 額 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 年 月 日執行 井川町（議会議員・長）選挙

4 候補者の氏名

5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(備考)

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、井川町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

(備考)

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 $E \times F$ の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

契約書様式例

契約書様式例

公費負担の対象となるためには、各業者等との間で有償契約を締結する必要があります。
契約書は、任意様式となりますが、契約の一方は候補者本人であり、その申込意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示されていることが必要です。

また、契約書には少なくとも次の事項が盛り込まれている必要があります。

- ① 有償契約であること。
- ② 契約期間の記載があること。
- ③ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること。
- ④ 対象とする自動車について、車両が特定（車種、登録番号等）されていること。
ビラ及びポスターについて、作成枚数が記載されていること。
- ⑤ 契約年月日の記載があること。
- ⑥ 契約者の一方が候補者本人であること。

【掲載する様式】

- 1 選挙運動用自動車使用契約書
- 2 選挙運動用自動車賃借契約書
- 3 選挙運動用自動車燃料供給契約書
- 4 選挙運動用自動車運転手契約書
- 5 選挙運動用ビラ作成契約書
- 6 選挙運動用ポスター作成契約書

※ 契約書に記載する単価、金額等は全て消費税込みの金額としてください。

選挙運動用自動車使用契約書

井川町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の使用について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用する。

2 車種及び自動車登録番号又は車両番号

3 台 数 1 台

4 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間

5 契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税金 円)
(内訳 1 日につき 円 (税込) × 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 井川町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車賃借契約書

井川町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び自動車の登録番号又は車両番号
- 3 台 数 1台
- 4 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間
- 5 契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税金 円)
(内訳 1日につき 円 (税込) × 日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 井川町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

井川町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用する自動車に燃料を供給する。
- 2 供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号
- 3 供給場所 所在地
名 称
- 4 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間
- 5 単 価 単価1リットル当たり 円
- 6 契約金額 期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額
- 7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 井川町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車運転手契約書

井川町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 業務内容 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用する自動車を運転する。
- 2 運転する車の自動車登録番号又は車両番号

3 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間

4 契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税金 円)
(内訳 1 日につき 円× 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 井川町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名

選挙運動用ビラ作成契約書

井川町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第142条に定めるビラ (種類)
- 2 作成枚数 枚
- 3 契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税金 円)
(単価 円× 枚)
- 4 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 井川町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

井川町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第143条に定めるポスター
- 2 作成枚数 枚
- 3 契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税金 円)
(単価 円× 枚)
- 4 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 井川町 選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

資 料

○井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

令和3年3月18日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、井川町議会議員及び井川町長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 井川町議会議員及び井川町長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により井川町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、井川町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 井川町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める

金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。
この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 井川町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において

準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 井川町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額(に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。))を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

附 則(令和6年12月5日条例第26号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則(令和7年9月19日条例第19号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

○議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

令和4年12月1日

井選管告示第16号

(趣旨)

第1条 この告示は、井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年井川町条例第3号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、条例第6条又は条例第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、条例第7条又は条例第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、条例第7条又は条例第10条の規定による届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出書は、別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式に準じて作成しなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 候補者(前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、条例第8条又は条例第11条の規定による確認を受けようとする場合には、井川町選挙管理委員会に対し選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書を提出しなければならない。

2 前項の確認申請書は、別記第4号様式、第5号様式、第6号様式に準じて作成し、同項の確認は、別記第7号様式、別記第8号様式及び別記第9号様式に準じて調製する確認書を用いて行わなければならない。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車の使用等の証明書の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書を、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、

根量供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から供給の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

- 3 第1項に規定する選挙運動用自動車使用証明書、ポスター作成証明書及びビラ作成証明書は、それぞれ別記第10号様式、別記第11号様式及び別記第12号様式に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、条例第8条又は条例第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつて第3条第2項の確認書)を添えて、井川町長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する請求書は、それぞれ別記第13号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式に準じて作成しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年12月2日井選管告示第40号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和7年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則(令和7年9月1日井選管告示第29号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規定は、改正後の井川町議会議員及び井川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。